令和２年10月16日

会員各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
公衆衛生担当理事　今井　一登

定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて の一部改正について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会ＨＰにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

厚生労働省健康局長
（公印省略）

厚生労働省医薬・生活衛生局長
（公印省略）

「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正について

第47回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会（令和２年５月20日開催）において、予防接種後の副反応疑い報告に急性散在性脳脊髄炎（以下「ＡＤＥＭ」という。）及びギラン・バレ症候群（以下「ＧＢＳ」という。）の分類評価を追加することとされたことから、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（平成25年３月30日付け健発0330第３号・薬食発0330第１号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）の一部を別紙のとおり改正することといたしましたので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等に周知をお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添えます。

記

１　改正の概要

（１）第47回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会（令和２年５月20日開催）において、予防接種後の副反応疑い報告にＡＤＥＭ及びＧＢＳの分類評価を追加することとされたことから、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（平成25年３月30日付け健発0330第３号・薬食発0330第１号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）の一部を改正するもの。ＡＤＥＭ又はＧＢＳと疑われる症例を報告する際には、改正後の記入要領に従い、調査票を記載すること。

（２）　その他所要の改正

２　適用日

令和２年10月１日